

水明寮灯油供給単価契約（7～9月）

仕 様 書

令和8年6月

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する「水明寮灯油供給単価契約（7～9月）」に適用するものとする。

第2節 履行場所

履 行 場 所	所 在 地
水資源機構 水明寮	千葉県香取市小見川4866-152

第3節 履行期間

令和8年7月1日から令和8年9月30日までとする。

第4節 使用予定数量

別紙数量表のとおりとする。

第5節 業務内容

- 1) 発注者の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なく、供給すること。
- 2) 受注者が発注者に供給した灯油の数量は、受注者が毎月末日に検針し、発注者への伝票提出をもって職員の確認を得ること。

第6節 機密の保持

受注者は、本業務を履行するうえで知り得たいかなる情報も第三者に漏らし又は利用してはならない。

第7節 契約金額の変更

契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求し協議することができるものとする。

第8節 完了代金の請求

受注者は、履行した業務についてその結果を1ヶ月毎に取りまとめ、業務が完了した当該月の翌月末までに請求を書面にて提出するものとする。

第9節 法令遵守

受注者は、業務の実施に当たって関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第10節 その他

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員等と協議するものとする。

以上

別紙

数 量 表

品 名	規 格	単 位	7～9月使用 予定数量	備 考
灯 油	白灯油	ℓ	108	

※使用予定数量は、過去の実績を基に算出した参考値であり、

実際の使用数量との差異が生じた場合においても、精算変更は行わないものとする。

見 積 書

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

利根川下流総合管理所長 奈良 洋幸 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

(件 名) 水明寮灯油供給単価契約 (7 ～ 9 月)

次のとおり、見積します。

品 名	種 類	単位	①予定数量	②単 価 (消費税込)	①×②金額 (消費税込)
灯 油	白 灯 油	ℓ	108		